

令和2年度

「埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業」

補助対象、補助要件、補助額等早見表

	彩の木補助事業		彩の木梁桁補助事業
	一般枠	子育て支援枠	
建築（施工）場所	埼玉県内	埼玉県内	埼玉県内
取得の種別	▶新築（分譲住宅の購入も可） ▶増改築 ▶内装木質化	▶新築（分譲住宅の購入も可） ▶増改築	▶新築（分譲住宅の購入も可） ▶増改築
用途	▶住宅 ▶事務所 ▶店舗 ▶その他	▶住宅 （自ら居住するための住宅に限る）	▶住宅 ▶事務所 ▶店舗 ▶その他
建築（施工）事業者	▶埼玉県内に事業所・営業所を有する事業者	▶埼玉県内に事業所・営業所を有する事業者	▶埼玉県内に事業所・営業所を有する事業者
工事請負契約（売買契約）	▶令和元年10月1日以降に契約締結	▶令和元年10月1日以降に契約締結	▶令和元年10月1日以降に契約締結
木工事引渡し	▶木工事が令和3年2月28日までに完了（引渡日は問わない）	▶引渡しが令和3年2月28日までに完了	▶木工事が令和3年2月28日までに完了（引渡日は問わない）
さいたま県産木材の使用量	▶新築（購入）：全体の木材使用量の60%以上 ▶増改築：3㎡以上 ▶内装木質化：12mm以上の厚さで7㎡以上	▶新築（購入）：全体の木材使用量の60%以上 ▶増改築：3㎡以上	▶梁桁に3㎡以上（全体の木材使用量の60%以上であるかどうかは問わない）
補助金の単価	▶新築（購入）：17,000円/㎡ ▶増改築：17,000円/㎡ ▶内装木質化：3,000円/㎡	▶新築（購入）：17,000円/㎡ ▶増改築：17,000円/㎡	▶新築（購入）：17,000円/㎡ ▶増改築：17,000円/㎡
補助金の額	▶さいたま県産木材の使用量（面積）に単価を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）	▶さいたま県産木材の使用量に単価を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）	▶さいたま県産木材の使用量に単価を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）
補助金の加算	▶なし	▶一律50,000円を加算	▶なし
補助金の限度額	▶340,000円	▶340,000円（加算額を含む）	▶340,000円
その他注意事項		▶申請日において中学生以下の子を養育している（母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる）世帯が対象です。 ▶補助金請求時に、世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。	▶梁又は桁に、さいたま県産木材を3㎡以上使用することが必須です。 ▶補助金請求時に、木拾表（実績）、納品書等の写しを提出していただきます。

みんなでおもう、
埼玉の木

埼玉の木で住宅を。
県産材
使って減らす
CO₂

子育て世帯を
応援します

申込期限
令和3年
2月12日
受付中



彩の木補助事業
補助要件

- さいたま県産木材を使って
新築（購入）・増改築する住宅・事務所・店舗に、
1㎡あたり17,000円又は1㎡あたり3,000円を補助します。
- ①県内に県内事業者が建築するもの
 - ②令和元年10月1日以降に契約したもの
 - ③令和3年2月28日までに木工事が完了できるもの
 - ④さいたま県産木材を規定量以上使うもの

最大
34万円補助

一般社団法人 埼玉県木材協会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-14-13 埼玉県林材会館4階

048-822-2568

www.mokkyo-saitama.jp

令和2年度

「埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業」 のご案内

- 令和2年度は、(1)「彩の木補助事業（一般枠）」
(2)「彩の木補助事業（子育て支援枠）」【新規】
(3)「彩の木梁桁補助事業」【新規】

の3事業となります。複数の補助事業の対象となる場合でも、補助金の交付はいずれか1つの事業のみです。

交付申請受付期間

令和2年6月1日（月）～令和3年2月12日（金） ※予定数に達し次第終了します。

申請方法

郵送又は持参により受け付けます。

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-14-13 埼玉県林材会館4階
一般社団法人埼玉県木材協会「彩の木補助事業」係

各補助事業の予定数

- (1) 彩の木補助事業（一般枠） : 150戸程度
(2) 彩の木補助事業（子育て支援枠） : 50戸程度
(3) 彩の木梁桁補助事業 : 25戸程度

(1)「彩の木補助事業（一般枠）」

補助対象、補助要件

- 1 新築（分譲住宅の購入も可）、増改築、内装木質化（リフォーム・リノベーション）される住宅等が埼玉県内に所在すること。
- 2 埼玉県内に事業所又は営業所を有する建築（施工）事業者が工事すること。
- 3 令和元年10月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結していること。
- 4 令和3年2月28日までに木工事が完了すること。
- 5 新築、購入の場合は、さいたま県産木材の使用割合が全体の木材使用量（延床面積から算出する方法も可）の60%以上であること。
増改築の場合は、さいたま県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。
内装木質化の場合は、12ミリメートル以上の厚さのさいたま県産木材による施工面積が7平方メートル以上であること。

補助金の額及び限度額

- 1 補助金の単価
新築、購入、増改築の場合：さいたま県産木材1立方メートル当たり17,000円
内装木質化の場合 : さいたま県産木材による施工面積1平方メートル当たり3,000円
- 2 補助金の額（いずれも、1,000円未満は切り捨て）
新築、購入、増改築の場合：さいたま県産木材の使用量に、補助金の単価を乗じて得た額
内装木質化の場合 : さいたま県産木材による施工面積に、補助金の単価を乗じて得た額
- 3 補助金の限度額
1戸当たり（集合住宅の場合は1棟当たり） 340,000円

(2)「彩の木補助事業（子育て支援枠）」【新規】

補助対象、補助要件

- 1 申請日において中学生以下の子を養育している（母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる）世帯の者で、自ら居住するための住宅であること。
- 2 新築（分譲住宅の購入も可）、増改築される住宅が埼玉県内に所在すること。
- 3 埼玉県内に事業所又は営業所を有する建築（施工）事業者が工事すること。
- 4 令和元年10月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結していること。
- 5 令和3年2月28日までに引渡し完了すること。
- 6 新築、購入の場合は、さいたま県産木材の使用割合が全体の木材使用量（延床面積から算出する方法も可）の60%以上であること。
増改築の場合は、さいたま県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。

補助金の額及び限度額

- 1 補助金の単価
さいたま県産木材1立方メートル当たり17,000円
- 2 補助金の額（1,000円未満は切り捨て）
さいたま県産木材の使用量に、補助金の単価を乗じて得た額
- 3 補助金の加算
子育て支援枠は、一律50,000円を加算します。
- 4 補助金の限度額
1戸当たり 340,000円（加算される額を含む）

(3)「彩の木梁桁補助事業」【新規】

補助対象、補助要件

- 1 新築（分譲住宅の購入も可）、増改築される住宅等が埼玉県内に所在すること。
- 2 埼玉県内に事業所又は営業所を有する建築（施工）事業者が工事すること。
- 3 令和元年10月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結していること。
- 4 令和3年2月28日までに木工事が完了すること。
- 5 梁又は桁にさいたま県産木材を3立方メートル以上使用すること。（さいたま県産木材の使用量が全体の木材使用量の60%以上であるかどうかは問わない。）

補助金の額及び限度額

- 1 補助金の単価
さいたま県産木材1立方メートル当たり17,000円
- 2 補助金の額（1,000円未満は切り捨て）
さいたま県産木材の使用量に、補助金の単価を乗じて得た額
- 3 補助金の限度額
1戸当たり（集合住宅の場合は1棟当たり） 340,000円

事業の詳細及び様式等は、
埼玉県木材協会ホームページに掲載しています。

<https://www.mokkyo-saitama.jp/>

埼玉県木材協会

検索

「案内書」が必要な方は、
埼玉県木材協会までお電話ください。
郵送いたします。

☎048-822-2568